

新潟薬科大学薬学部同窓会会則

第1章 総 則

- 第1条 新潟薬科大学薬学部の同窓会を「薬樹会」(以下「本会」という)と称する。
- 第2条 本会の本部を新潟県新潟市秋葉区東島 265-1 番地、新潟薬科大学内に置く。
- 2 本会の目的の達成のために、都道府県ごとに支部を置く。ただし、第18条の2に従うときはこの限りではない。

第2章 目的および事業

- 第3条 本会は会員相互の親睦を図るとともに、後輩の指導育成につとめ、もって会員相互の繁栄と母校の発展に寄与することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的を達成するために次の事業を行う。
- (1) 会報および名簿の発行。
 - (2) 会員の相互扶助および親睦に関すること。
 - (3) 後輩の指導育成に関すること。
 - (4) 情報の交換。
 - (5) 前各号の他、前条の目的を達成するために必要な事業に関すること。

第3章 会 員

- 第5条 本会は下記の資格を有する者をもって組織する。
- (1) 正 会 員.....新潟薬科大学薬学部在籍し、所定の課程を卒業、または修了した者。
 - (2) 準 会 員.....新潟薬科大学薬学部在籍する学生またはそれに準ずる者。
 - (3) 特別会員.....新潟薬科大学薬学部の職員(退職した職員を含む)のうち、この会の目的に賛同して入会した者。
 - (4) 名誉会員.....新潟薬科大学薬学部功労のある者で、役員会において推薦された者。
- 第5条の2 正会員は、第3条の目的の達成のために努める。
- 2 正会員は、第4条の事業に関する権利と議決権を有する。
 - 3 準会員は、特別会員および名誉会員は、第3条の目的の達成のために正会員と協力する。
 - 4 準会員、特別会員および名誉会員は、本会における議決権を有しない。
- 第6条 会員は第10条から第12条に定める役員会(以下「役員会」という)において定める細則により、会費を遅滞なく納めなければならない。
- 2 会員は氏名、住所、職務等、身上に異動を生じたときは、遅滞なく報告しなければならない。

第4章 役員

第7条 この会に次の役員を置く。

- (1) 顧問..... 1名
- (2) 名誉会長..... 1名
- (3) 会長..... 1名
- (4) 副会長..... 若干名
- (5) 書記長 1名
- (6) 幹事..... 若干名
- (7) 監事..... 2名

2 顧問および名誉会長は、やむを得ない事由のある場合には置かないことができる。

第8条 顧問は新潟薬科大学学長がこれにあたり、名誉会員（新潟薬科大学学長が正会員の場合はこの限りでない）とする。

- 2 名誉会長は新潟薬科大学薬学部長がこれにあたり、名誉会員（新潟薬科大学薬学部長が正会員の場合はこの限りでない）とする。
- 3 顧問および名誉会長を除き、役員は役員会において正会員の中から選任する。
- 4 会長は幹事の互選で定める。
- 5 副会長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。
- 6 書記長は役員会に諮り、会長が幹事の中から指名する。
- 7 幹事および監事は相互に兼ねることはできない。

第9条 会長は本会を代表し、会務を統括する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時はこれを代行する。
- 3 書記長は会長を補佐し、事務を統括する。
- 4 幹事は役員会を組織し、事業の執行にあたる。
- 5 監事は会務を監査する。
- 6 役員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補充により就任した役員の任期は前任者の残任期間とする。

第5章 会議

第10条 会議は定時総会・臨時総会（以下「総会」という）および役員会とする。

- 2 定時総会は通常毎年1回開き、会務および収支決算を付議する。
- 3 臨時総会および役員会は必要に応じて随時開くことができる。

第10条の2 会議は会長が召集する。

- 2 会長は、正会員の10分の1以上の要求があったときには、総会を招集しなければならない。
- 3 会長は、第7条第4号から第6号に掲げる役員の3分の1以上の要求があったときは、役員会を招集しなければならない。

第11条 総会は正会員をもって構成し、役員会は第7条第3号から第6号に掲げる役員をもって構成する。

2 会議の議長はその都度選出する。

3 会議の議決は出席者の過半数をもって決し、可否同数の時は議長がこれを決する。

4 会長は総会の議長を兼ねることはできない。

第11条の2 議長が必要と認めるときは、会議の構成員以外の者を会議に出席させて説明または意見を聞くことができる。

第12条 役員会は次に掲げる事項を審議し、および執行する。

(1) 総会に付議する議案の準備に関すること。

(2) その他本会の運営に関すること。

第13条 やむを得ない事情により総会を開くことができない場合は、文書による合議採決をもって総会の議決にかえることができる。

第6章 会 計

第14条 本会の資産は次に掲げるものとする。

(1) 会費

(2) その他の収入

(3) 前各号より生じる果実

第14条の2 役員会で必要と認めるときは、臨時会費を集めることができる。

第15条 本会の資産は会長が管理し、その管理、処分ならびに運用は役員会の議決による。

第16条 本会の収支予算は役員会の議決を経て定め、収支決算は毎会計年度終了後、監事の監査を経て総会あるいは会報をもって報告する。

第17条 本会の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。

第7章 支 部

第18条 都道府県に支部を置く。

2 都道府県の支部は薬樹会を冠し、都道府県名を付す。

3 支部の運営については当該支部の定めるところにより、新潟薬科大学薬学部同窓会会則(以下「会則」という)および都道府県支部準則に反しないものとする。

4 支部において、規則を制定または変更した場合は会長に届け出なければならない。

第18条の2 当該都道府県の会員数が十分でない等の事由により、支部を置くことができない場合には、前条の規定にかかわらず、近隣都道府県との合同支部を置くことができる。

2 前項に定める支部においては、前条第2項の規程にかかわらず、薬樹会を冠し、地方名または地域名を付すことができる。

第18条の3 第18条および前条の規定により支部を置く場合には、予め役員会の承認を得なければならない。

第 8 章 会 則 の 変 更

第19条 会則の改正には総会の承認を要する。

第 9 章 補 則

第20条 会則の施行にあたって、必要な細則は、役員会の議を経て会長が定めることができる。

- 2 前項によって定められた細則は、間近に開かれる総会において追認を受けなければならない。

付 則

- 1 この会則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この会則は昭和 59 年 11 月 10 日より施行する。
- 3 この会則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。
- 4 この会則は平成 18 年 9 月 10 日より施行する。
- 5 この会則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。

薬 樹 会 細 則

第 1 条 新潟薬科大学薬学部同窓会会則（以下「会則」という）第 4 条第 1 項に定める会員名簿は、必要に応じて発行し、この間にあっては、移動および追加会員等の名簿を発行することを原則とする。

第 2 条 会則第 6 条第 1 項に定める正会員の会費の額は次のとおりとする。

入会金.....30,000 円

年会費.....2,000 円

- 2 準会員、特別会員および名誉会員は、会則第 6 条に定める会費を納めることができる。
- 3 前項の会費の額は会則に定める役員会が決定し、第 1 項の額を超えないものとする。

第 3 条 一旦納入された会費はいかなる場合でも返還しない。

付 則

- 1 この細則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この細則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。
- 3 この細則は平成 18 年 9 月 10 日より施行する。
- 4 この細則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。

都道府県支部準則

- 第1条 薬樹会 支部（以下「本支部」という）は、薬樹会（以下「本会」という）の下で、都道府県の区域内の本会会員（以下「支部会員」という）をもって構成する。ただし、新潟薬科大学薬学部同窓会会則（以下「会則」という）第18条の2に従うときは、当該地方または地域の支部会員をもって構成する。
- 2 本支部は、10名以上をもって組織する。ただし、会則に定める役員会で認めるときはこの限りではない。
- 第2条 本支部は事務所を本支部区域内に置く。
- 第3条 本支部は本支部区域内において会員相互の連携と親睦を図り、専門技術の向上、会員相互の繁栄、後輩の指導育成につとめ、もって母校の発展を助成し、あわせて豊かな地域社会に寄与することを目的とする。
- 第4条 本支部に次の役員を置く。
- (1) 支部長.....1名
- (2) 副支部長.....若干名
- (3) 幹事長.....1名
- 第5条 支部長は本支部正会員の中から選任された者とし、会務を把握し本支部を代表する。
- 第6条 副支部長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の円滑な運営にあたり、支部長に事故ある時はこれを代行する。
- 第6条の2 幹事長は本支部正会員の中から支部長に指名された者とし、支部長を補佐して本支部の運営事務にあたる。
- 第7条 支部長は本支部の活動方針並びにその他の事項について、それぞれ本会会長（以下「会長」という）に報告するとともに、この定めのほか必要な事項について自ら定めることができる。
- 第8条 支部総会は支部長がこれを招集する。
- 2 支部総会の議長は開催地代表とする。
- 第9条 会議の議決事項は同窓会会則に準ずる。
- 第10条 支部総会において本会の総会および役員会に提出すべき事項が決定したときは、支部長は各事項ごとに提案理由を付して、会長に提出しなければならない。
- 第11条 支部総会で議決した予算・決算その他の事項について、支部長は会長に報告しなければならない。
- 第12条 本支部の会計年度は毎年10月1日に始まり、翌年9月30日に終わる。ただし、当該支部において支部会員の合意の下に定めるときは、この限りではない。

付 則

- 1 この都道府県準則は昭和 56 年 4 月 1 日より施行する。
- 2 この都道府県準則は昭和 60 年 10 月 19 日より施行する。
- 3 この都道府県準則は平成 19 年 9 月 9 日より施行する。